# 植生学会企画委員会規則

2022 年 3 月 31 日　改定

（趣旨）

第１条　この規則は，植生学会会則第３条２号および運営委員会規則第８条の規定に基づき，植生学会企画委員会に関し必要な事項を定める．

（構成）

第２条　企画委員会は，委員長と副委員長，委員（若干名）をもって組織する．

（委員）

第３条　委員は，会員の中から委員長が選任する．

２　委員の任期は２年とし，連続３期の再任を妨げる．

３　委員長は，委員が任期を全うできなくなったとき，あるいは委員会の運営を妨げたときは，その委員の任を解き，欠員を会員の中から選任する．

（任務）

第４条　企画委員会は，次の各号に関する活動を行う．

（１）植生学の発展に寄与する企画

（２）植生学の普及・教育に関する企画

（３）植生学会の後継者育成に関する企画

（４）群落談話会

（５）その他植生学及び本会の発展に寄与する企画

２　企画委員会は，原則として年１回以上開催する．必要に応じて電磁的方法等による臨時の委員会を開催することができる．

３　企画委員会の企画の一部は，企画委員会非構成員（非会員を含む）に委嘱することができる．

（個人情報の管理）

第５条　企画委員会構成員は，個人情報の管理を徹底しなければならない．

（守秘義務）

第６条　企画委員会構成員は，業務上知り得た情報等を他に漏らしてはならない．

（雑則）

第７条　本規則の変更は運営委員会の決議による．

第８条　本規則に定めるもののほか，植生学の発展・普及・教育及び植生学会の後継者育成等に必要な企画に関する事項は企画委員会が別に定める．

附則　2016 年 10 月 23 日制定

１．　植生学会企画委員会設立年月日　1994 年 4 月 1 日

２．　この規定は 2016 年 10 月 24 日から施行する．

附則　2022 年 3 月 31 日　改定

１．　この規定は 2022 年 4 月 1 日から施行する．